

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。又は第二項の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 ○児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○公金受取口座の利用に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、電子申請システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表第一 項番56 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律(令和3年法律第38号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二 74,75 番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令第40条 情報提供 番号法別表第二 26,30,87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市こども未来部子育て支援課 425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32 054-626-1137
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市こども未来部子育て支援課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1137	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和3年6月14日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム	児童手当システム、電子申請システム	事後	システム名称の追加
令和3年6月14日	評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 見原 照久	子育て支援課長	事前	
令和3年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
令和3年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和1年10月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月11日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 74,75 情報提供 番号法別表第二 26,30,87	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二 番号法別表第二 74,75 情報提供 番号法別表第二 26,30,87	事後	
令和5年2月15日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		中間サーバー	事前	
令和5年2月15日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座登録等に関する法律（令和3年法律第38号）	事前	
令和5年2月15日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		番号法別表第二の主務省令を定める事務及び情報を定める命令第40条	事前	
令和5年2月15日	II-1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	
令和5年2月15日	II-1 いつ時点の計数か II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和5年2月15日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		公金受取口座の利用に関する事務	事前	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	